



国・鳥取県・米子市の給付金・助成金・各種事業・今後の事業展開に関する補助金のご紹介

各施策の申請方法や最新の情報は所管窓口や各HPでご確認ください。
 米子商工会議所ウェブサイトの「事業環境変化(新型コロナウイルス感染症・円安・物価高騰等)関連対策特設ページ」等にて施策情報等について随時掲載しています。

○補助金

制度名	用途	補助上限額・補助率	問合せ窓口	制度名	用途	補助上限額・補助率	問合せ窓口																	
<p>小規模事業者(常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者)が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓・生産性向上の取組を支援。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>通常枠</th> <th>賃金引上げ枠[※]</th> <th>卒業枠[※]</th> <th>後継者支援枠</th> <th>創業枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>2/3</td> <td>2/3 (赤字事業者は3/4)</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td>50万円</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれか1つの枠のみ申請が可能です</p> <p>■賃金引上げ枠: 販路開拓の取組に加え、事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者。また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。</p> <p>■卒業枠: 販路開拓の取組に加え、常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者</p> <p>■後継者支援枠: 販路開拓の取組に加え、将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアツギ甲子園のファイナリスト等になった事業者</p> <p>■創業枠: 産業競争力強化法に基づく認定市区町村または認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者</p> <p>○インボイス特例の適用要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった、または免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者 インボイス特例の要件を満たしている場合は上記補助上限額に50万円上乘せ</p>	類型	通常枠	賃金引上げ枠 [※]	卒業枠 [※]	後継者支援枠	創業枠	補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3	補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	<p>米子商工会議所 産業振興課 0859-22-5131</p>	<p>米子商工会議所 産業振興課 0859-22-5131</p>	<p>鳥取県新型コロナウイルス・円安・物価高騰対策支援補助金 募集〆切 令和5年6月30日</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化、急激に進む円安、エネルギーや原材料等の価格高騰により経営上の影響を受けた県内中小企業者等が、事業を継続・回復し、持続的に発展させるために行う前向きな取組を支援。</p> <p>【補助対象者】 新型コロナウイルス感染症の長期化、急激に進む円安、エネルギーや原材料等の価格高騰により、経済的影響を受けた県内中小企業等(個人事業主を含む。)</p> <p>[要件] ・令和4年4月以降の連続する任意の3か月分の売上高が、過去3年のいずれかの年の同期比10%以上減 又は ・令和4年4月以降の連続する任意の3か月分の売上総利益(粗利)が、去年同期比10%以上減</p> <p>【対象事業】 ※補助対象期間R5.4.1～R5.12.31まで コロナ禍、円安、エネルギーや原材料等の価格高騰対策として行う「前向きな取組」の経費を補助 1. 省エネ施設改修・省エネ設備整備 2. 高効率・高収益化に向けた取組 3. 新商品開発・事業実施方法の転換に向けた取組 4. 需要確保・販路開拓に向けた取組 5. その他、新たな取組として、本補助金の趣旨に照らし適当と認めるもの 詳しくは次のURLをご覧ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/308589.htm</p>	<p>150万円 (下限15万円)※ (補助率1/2)</p> <p>売上10%以上減少かつ粗利30%以上減少の場合200万円 (下限20万円)※ (補助率2/3)</p> <p>※総事業費が30万円以上となる事が必要です。</p>	<p>鳥取県/新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金事務局 (県庁商工政策課内) 0857-26-7855</p>
類型	通常枠	賃金引上げ枠 [※]	卒業枠 [※]	後継者支援枠	創業枠																			
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3																			
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円																			
<p>小規模事業者持続化補助金</p> <p>補助金事務局への申請締切 第13回(受付締切) 令和5年9月7日</p> <p>※電子申請の場合23:59まで ※郵送の場合当日消印有効</p>	<p>補助額 上限:50～200万円</p> <p>補助率: 2/3 ※賃金引上げ枠で赤字事業者は3/4</p> <p>持続化補助金HP</p>	<p>※申請の際には当所が発行する「事業支援計画書」が必要となります。「事業支援計画書」の発行につきましては、令和5年8月1日までに完成した申請書類一式を当所に提出いただく必要がありますので、お早めにご相談ください。</p>	<p>鳥取県産業成長応援事業 (鳥取県産業成長応援補助金)</p> <p>令和5年度のスケジュール等詳細につきましては、令和5年7月上旬頃公開予定</p>	<p>鳥取県産業成長応援事業(小規模事業者挑戦ステージ/生産性向上挑戦ステージ)は、県内中小事業者等の新たな取り組みや経営力向上、生産性向上(働き方改革)に資する取組を支援。</p> <p>○各種補助金 【小規模事業者挑戦ステージ】 業種を超えた新規事業参入や、デジタル技術を活用した販路開拓 ※新たな取組により付加価値額、経常利益、売上高のいずれかが増加する計画。 ※自社にとって新しい取組み。 ※従業員数20名以下(非正規を含む)の小規模事業者が対象。</p> <p>【生産性向上挑戦ステージ】 設備投資・システム導入などにより製造(作業)時間を短縮する生産性向上の取組み ※サービス開発・試作品開発・プロセス改善等により生産性向上を図る計画であること。 ※国の経営力向上計画の認定を受けた事業者が対象です。 ※取組内容は革新的であったり新しい取組であることは問いません。</p> <p>※詳細につきましては、鳥取県産業成長応援事業のホームページをご確認ください。</p>	<p>【小規模事業者挑戦ステージ】 補助額:200万円 補助率:1/2</p> <p>【生産性向上挑戦ステージ】 補助額:500万円 補助率:1/2</p>	<p>米子商工会議所 産業振興課 0859-22-5131</p> <p>鳥取県産業成長応援事業HP</p>																		

4月20日更新

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている企業を支援します！

国及び鳥取県の資金繰り支援策のご紹介

特設ページ



新型コロナウイルス感染症に関する新しい支援情報等については米子商工会議所ウェブサイトの特設ページに随時掲載いたします。

【問い合わせ先】 米子商工会議所 産業振興課 TEL(0859)22-5131

1. 無担保融資

制度名	限度額	金利	返済期間	申込窓口
新型コロナウイルス感染症特別貸付	国民生活事業別枠8,000万円 中小企業事業直接貸付6億円	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください	運転資金20年以内(うち据置5年以内)	日本政策金融公庫 [平日] TEL 0120-154-505
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠8,000万円	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください	設備資金20年以内(うち据置5年以内)	

2. 金利▲0.9%引下げ融資

制度名	限度額	金利	返済期間	申込窓口
新型コロナウイルス対策マル経融資	別枠1,000万円	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください	運転資金20年以内(うち据置5年以内) 設備資金20年以内(うち据置5年以内)	米子商工会議所 産業振興課 TEL 0859-22-5131
衛生環境激変対策特別貸付	別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円)	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください	運転資金15年以内(うち据置3年以内)	日本政策金融公庫 [平日] TEL 0120-154-505

3. 経営基盤強化資金

制度名	限度額	金利	返済期間	申込窓口
経営環境変化対応資金	4,800万円	詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください ※特別利率 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少	運転資金8年以内(うち据置3年以内) 設備資金15年以内(うち据置3年以内)	日本政策金融公庫 [平日] TEL 0120-154-505

○雇用関係の支援金

制度名	対象及び給付額	問合せ
新型コロナウイルス・物価高騰対応雇用安定支援金	<p>新型コロナウイルスの感染拡大、長期化及び物価高騰の影響による事業縮小等に伴う人員削減により離職者を発生させる企業(送出企業)の離職者を県内で正規雇用した事業主に対して、正規雇用者1人につき支援金30万円を支給します。</p> <p>【送出企業の要件】 次の①と②のいずれにも該当する企業</p> <p>① 新型コロナウイルス・物価高騰の影響により直近1か月の売上高等が、平成31年度(令和元年度)、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の同月に比べ概ね10%以上減少していること</p> <p>② 「送出企業要件確認申出書」の提出日以降に、5人以上29人以下の離職者を発生させる企業</p> <p>※ 離職者の発生前に、鳥取県立ハローワークへ「送出企業要件確認申出書」を提出して、送出企業の確認を受ける必要があります。</p> <p>※ 送出企業の一覧は、鳥取県HP (https://www.pref.tottori.lg.jp/291913.htm)に掲載しています。</p> <p>【対象となる離職者】 送出企業の離職者で、鳥取県立ハローワーク、ハローワーク、(公財)産業雇用安定センター等の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という。)に求職登録している者(県内在住者)</p> <p>【支援金の支給対象事業主の要件】</p> <p>① 雇用保険の適用事業の事業主 ② 送出企業を離職した日から1年以内に、ハローワーク等の紹介により県内で正規雇用した事業主 ③ 正規雇用した前日の6か月前から支援金の支給申請日までの間に、事業主都合による解雇がないこと ④ 送出企業と経済的に独立していること(親会社、子会社、関連会社は対象外)、法令違反がないこと など</p> <p>【支援金の支給】 1人あたり30万円(正規雇用した日の3月経過後から3月以内に申請)</p> <p>【支援金の手続きの流れ】 詳細につきましては、右記にお問合せください。</p> <p>※事業縮小等に伴い、30名以上の離職者が発生する場合は、「鳥取県労働移動受入奨励金」制度があります。</p>	鳥取県立 米子ハローワーク 0859-21-4585